

有床診療所の病床整備計画について

○ 趣旨

医療法施行規則第1条の14第7項の規定に該当する有床診療所として提出された病床整備計画について、地域医療構想推進委員会及び医療審議会医療体制部会の意見を聴き※、適当と判断し、その旨計画者へ通知しましたのでご報告します。

(根拠規定：医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領第7)

※名古屋・尾張中部構想区域地域医療構想推進委員会：平成30年9月6日(木)開催

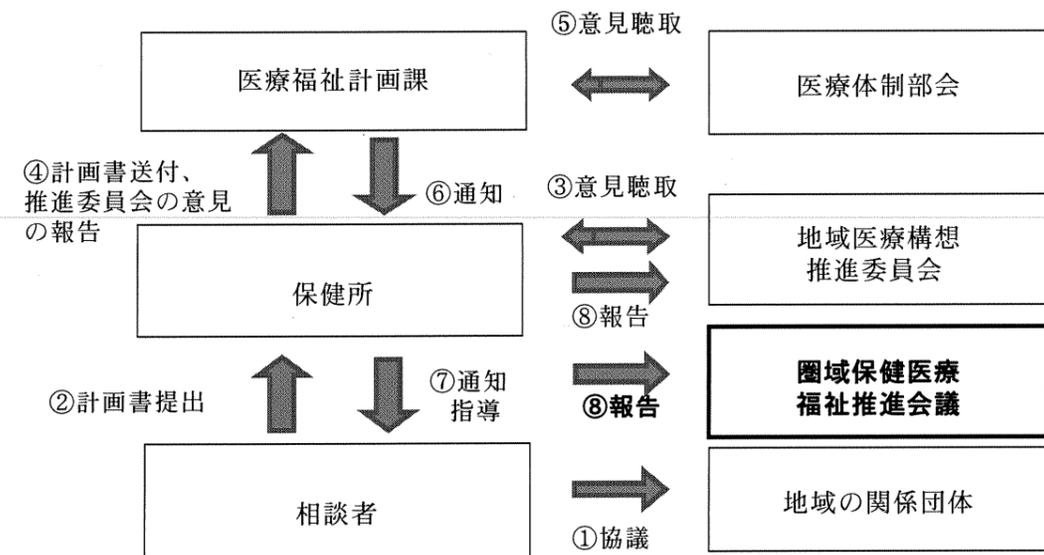
愛知県医療審議会医療体制部会：平成30年11月2日(金)開催

病床整備計画書提出医療機関

病床の種類	病床整備計画書提出医療機関 ①施設名 ②所在地 ③開設者 ④標榜科目	開設病床数 (床)			備 考
		現在	増加	計	
一般病床	① 名古屋バースクリニック ② 名古屋市名東区引山三丁目201番地 ③ 医療法人博報会 理事長 柵木充明 ④ 産婦人科、形成外科、小児科	0	19	19	平成31年10月 使用開始予定

医療法施行規則に定める場合 (医療法施行規則第1条の14第7項)	届出基準 (医療法施行規則第1条の14第7項の適用に 関する事務処理要領)
(1号) 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。	(略)
(2号) 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、 周産期医療 、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。	○へき地の医療 (略) ○小児医療 (略) ○ 周産期医療 (1) 産科又は産婦人科を標榜すること。 (2) 分娩を取扱うこと。 (3) 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。

<有床診療所病床整備計画の審議の流れ>



(参考)

診療所の病床の届出の基準について(医療法施行規則第1条の14第7項の適用について)

- 診療所に病床を設置する場合は、医療法施行規則に定める場合を除き知事の許可を必要とします。
- 「医療法施行規則に定める場合」に該当するかどうかは、事前計画書等の提出を求める等の方法で確認するとともに、医療審議会の議を経るものとされており、医療審議会の意見を聴いて、知事が必要と認める場合は、知事への許可申請の代わりに届け出により病床を設置することができます。
- また、新たな病床の整備を行う際には、地域医療構想との整合性を踏まえることとされており、医療審議会における議論の際には、地域医療構想調整会議(本県では「地域医療構想推進委員会」)における議論の内容を参考とすることとされています。
- 届出基準の審査に当たっては、診療所開設(予定)地の地域医療構想推進委員会及び医療審議会医療体制部会の意見を聴くこととされています。
- 審査結果について、地域医療構想推進委員会及び圏域保健医療福祉推進会議に報告することになっています。